

山梨県公報

第二千六百六十三号

平成二十九年

一月十二日

木曜日

目次

公 告

- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………一
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………二
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)……………六
- その他……………八
- 一般競争入札について……………八

公 告

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年一月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市七保町瀬戸字竹沢二二三七の一、字和田向二三四七の二、二三七二、二三七二の内一	相馬茂子
大月市七保町瀬戸字竹沢二二三三八	相馬金吉

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めがない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十八年十一月十日山梨県告示第三百四十三号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年一月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町下芦川字日陰一三四八	河野安津子
西八代郡市川三郷町黒沢字猿尾二五三五の一	江川有恒
西八代郡市川三郷町山保字加屋野二六九七	池川伊左エ門、池川武一、池川貞市、伊藤本治郎、小林三四一、小林宗清、渡辺茂康、池川猪作、池川位将、池川豊重、伊藤藤一、伊藤祐治、小林義清、渡辺刃松、渡辺光吉
西八代郡市川三郷町山保字加屋野二六九八、字三子草履四四三四	池川伊左エ門、池川武一、池川貞市、伊藤本治郎、小林三四一、小林宗清、渡辺茂康、

西八代郡市川三郷町山保字長屋二六九六	池川猪作、池川位將、池川豊重、伊藤藤一、伊藤祐治、小林義清、渡辺刃松、渡辺光吉、池川慶一
西八代郡市川三郷町山保字加屋野二六九九、字三子草履四三八五、四四〇一、字長屋二六九五	渡邊巨
西八代郡市川三郷町山保字笹合四四六四	小山大吉
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四三八八、四四三三	伊藤初夫
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四三八九の一、四三八九の二、四三九〇、四三九七、四三九八、四三九八の内一、四三九九	渡邊清正
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四〇九	古沢せき、内藤榮
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四一三	内藤榮
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四一九、四四二五、四四三七	池川栄一
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四二三	伊藤太右工門
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四三八、四四四七	小林利広

西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四四九	小林位臣
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四五〇	赤池宗次郎
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四五一	渡邊俊雄
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四五四	赤池憲雅
西八代郡市川三郷町山保字水浴堂四五三一、四五三二	小林艶子

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十八年十一月十日山梨県告示第三百四十四号

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年一月十二日

一 農用地利用配分計画

山梨県知事 後 藤 齋

借借権の設定等を受ける者		借借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所在	面積(平方メートル)
松本重崇	甲府市	中央市高部字東林千二百三十一番外三筆	一、五一九・〇〇
		中央市浅利字沼久保三百五十九番外五筆	一、四七九・〇〇
		中央市高部字明治七百二十一番一	八九一・〇〇
		中央市高部字東林千二百四十番外四筆	二、二八二・〇〇
		中央市高部字明治六百五十番外一筆	一、九五四・〇〇
丸山裕幸	甲府市	笛吹市春日居町徳条字寺ノ前百番一外四筆	四、一四六・〇〇
神津直己	山梨市	山梨市牧丘町成沢字梨木畑五百三十四番一外一筆	三四一・〇〇
小野晃良	山梨市	山梨市上石森字松葉田六百四十四番	九六五・〇〇
高石久雄	山梨市	山梨市牧丘町窪平字東大	二、三五八・〇〇
堀内誠貴	山梨市	山梨市東後屋敷字天神三百八十八番外二筆	一、三三三・〇〇
		山梨市東後屋敷字木ノ宮二百八十五番外六筆	二、五一〇・六二
岡辰也	山梨市	山梨市牧丘町倉科字平起五千二百三十番	一、七一五・〇〇
広瀬武彦	山梨市	山梨市牧丘町倉科字丸山六千九百六十七番七外二筆	一、二五六・〇〇
中澤昭	山梨市	山梨市大野字榎木田五百十三番一外七筆	三、二九五・〇〇
岸本聖也	山梨市	山梨市万力字金櫻三千六百十二番外八筆	六、八六四・〇〇
中村達洋	山梨市	山梨市歌田字松畑六百四十四番一外十一筆	九、一九〇・〇〇
有限会社山梨フルーツライ ン	山梨市	甲州市塩山竹森字田沢八百六十九番一	一、四一八・〇〇
雨宮陽一	山梨市	甲州市塩山上萩原字藤七三千百六十番一外五筆	五、六〇七・〇〇
雨宮健二	山梨市	笛吹市八代町南字柳田四千九百十番一外一筆	二、四〇三・〇〇
		庭千二百三十六番外四筆	

町田陽平	山梨市	笛吹市春日居町小松字下 河原千四百四十五番外一筆	一、〇八七・〇〇
野草のさと・ 大月加工セン ター企業組合	大月市	大月市富浜町宮谷字宮ノ 腰千百三十四番一外四十 三筆	二五、七二三・〇〇
株式会社まる み東南湖青果 地方卸売市場	南アルプス市	南アルプス市西南湖字釜 無千二百二十番外一筆	三、〇五〇・〇〇
手塚有紀	南アルプス市	南アルプス市西野字前原 二千九百三十五番一外一 筆	三、三五二・六七
齊藤政之	南アルプス市	南アルプス市西野字前原 二千九百三十五番一	一、〇〇〇・二三
有限会社梶原 農場	北杜市	北杜市高根町下黒沢字斜 三百九十八番外三十三筆	二六、七九二・〇〇
浅川辰一	北杜市	北杜市大泉町谷戸字方城 三千百四十番外一筆	四、九六五・〇〇
農事組合法人 玉浅	北杜市	北杜市高根町浅川字前田 二千四百九十九番外二筆	二、〇一六・〇〇
高橋雄一郎	北杜市	北杜市長坂町大井ヶ森字 上フノリ平千三百八十五 番外四筆	八、二二七・〇〇
畑山貴宏	北杜市	北杜市高根町小池字前田 三百四十三番一外二筆	五、四二五・〇〇

近藤慎吾	甲斐市	中央市高部字明治四百八 十番外三筆	一、六三六・〇〇
三森美紀子	笛吹市	甲州市塩山千野字下河原 二百七十番一	一、四七〇・〇〇
武田光男	笛吹市	甲州市塩山中萩原字北原 千五十二番	一二七・〇〇
中川正沖	笛吹市	笛吹市一宮町国分字下田 町三十三番	一、〇八七・〇〇
岡和彦	笛吹市	笛吹市御坂町成田字鷹原 千六百九十四番外三筆	二、九三二・一三
まるしよう農 園株式会社	笛吹市	笛吹市境川町大窪字滝の 上五百六十番一外一筆	八〇六・〇〇
雨宮光治	笛吹市	笛吹市御坂町上黒駒字村 北西割四百八十五番一	一、一一五・〇〇
風間重徳	笛吹市	笛吹市御坂町上黒駒字村 北西割四百八十六番二外 二筆	二、三〇〇・〇〇
	笛吹市	笛吹市一宮町竹原田字若 鞭町四百十一番一外二筆	一、七七八・〇〇
	笛吹市	笛吹市一宮町竹原田字夕 雨田町二百九十四番三外 四筆	二、六六〇・〇〇
	勢原	笛吹市御坂町金川原字伊 勢原千四百四十番	一、六五〇・〇〇

石川修	笛吹市	笛吹市八代町北字金地蔵 千三百三十九番一	一、五三一・〇〇
萩原幸二	笛吹市	笛吹市春日居町熊野堂字 市道五百三十五番一	一、四二六・〇〇
萩原文雄	笛吹市	笛吹市一宮町塩田字大新 田千四百九十七番一	四三八・〇〇
		笛吹市一宮町塩田字大新 田千三百九十七番一外一 筆	一、三二八・〇〇
		笛吹市一宮町塩田字小新 田千三百五十六番	五六八・〇〇
岩間富夫	笛吹市	笛吹市一宮町末木字薬師 堂二百六十三番一	一、六七二・〇〇
板倉由加子	笛吹市	笛吹市御坂町竹居字後田 四千五百四十番一外四筆	一、五六五・八七
三枝一彦	笛吹市	笛吹市一宮町金沢字天狗 平九百六番一	六三六・〇〇
株式会社 JAPAN	笛吹市	笛吹市石和町中川字政廣 九百九十五番	一、三六九・〇〇
		笛吹市石和町中川字松本 六百二十三番外六筆	六、二二三・〇〇
親松久卓	笛吹市	笛吹市八代町南字横田二 千六百四十七番一外二筆	一、六四八・〇〇

依田久義	笛吹市	笛吹市御坂町夏目原字午 新田千四百六十九番一外 三筆	二、五九四・〇〇
石原光雄	笛吹市	笛吹市一宮町東原字松原 六百七十二番外一筆	一、一六三・〇〇
齊藤忠次	笛吹市	笛吹市御坂町大野寺字北 平千七百二十八番一	一、四四四・〇〇
齊藤竜一	笛吹市	笛吹市八代町米倉字角田 千百九十八番一外二筆	一、七五〇・〇〇
小野崎孝	笛吹市	笛吹市一宮町竹原田字夕 雨田町三百二十六番一	一、一三四・〇〇
浅野旭	笛吹市	笛吹市八代町高家字八反 田五百二十一番一外三筆	二、六四一・〇〇
古川勉	甲州市	甲州市塩山赤尾字川除下 百九十九番外三筆	一、八三八・〇〇
古屋聡	甲州市	甲州市塩山上萩原字苜蒲 沢二千七百八十一番一外 七筆	六、〇七二・〇〇
日原孝	甲州市	甲州市塩山上萩原字藤七 三千二百十二番一	八二七・〇〇
小林敏	甲州市	甲州市勝沼町山字小林二 千百三十九番一	一、二八一・〇〇
内田やすえ	甲州市	甲州市勝沼町菱山字南林	一、三三三・〇〇

秋山崇	甲州市	甲州市勝沼町下岩崎字竹 之後二百五十四番外三筆	二、九九六・〇〇
北井武文	甲州市	甲州市塩山西広門田字芦 原田二百十五番一	八七五・〇〇
内田栄昭	甲州市	甲州市勝沼町菱山字苦名 原二千七百八十四番	四七二・〇〇
岡一貴	甲州市	甲州市塩山小屋敷字井戸 地八百四十二番	一、〇七三・〇〇
たのみ農園株 式会社	中央市	中央市布施字白ノ塚二千 八百九十番一	一、二四一・〇〇
塚田敏	中央市	中央市関原字柿戸原千三 百九十番一外一筆	九八九・〇〇
株式会社齋庵	南巨摩郡富士川 町	南アルプス市西南湖字釜 無千二百三十九番外二筆	三、〇五六・〇〇
株式会社昭和 やさい畑みな い	中巨摩郡昭和町	中巨摩郡昭和町西条字穴 田千六百二番	三、五八九・〇〇

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)
二 縦覧の場所等

- 1 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部担い手・農地対策室
 - 2 期間 この公告の日から平成二十九年一月二十六日までの山梨県の休日を定める
条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日
 - 3 時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
- 三 意見書の提出先等

- 1 提出先 二の1に掲げる場所
- 2 記載事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (二) 利害関係の内容
 - (三) 意見
- 3 提出期限 平成二十九年一月二十六日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十九年一月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十二月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 塚原天幕商会
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市高畑二丁目十七番十一号
 - 3 代表者の氏名 入倉利重相続人 入倉公司
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二六)第九三九六号
- 四 処分の内容 とび・土工工業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十一月八日付けで四に掲げる建設業を廃止
した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十九年一月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十二月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社ワールドブレインズ
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中小河原町五百七十一番地
 - 3 代表者の氏名 依田武
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特―二四)第九五七三号
- 四 処分の内容 土木工業業、建築工業業、大工工業業、左官工業業、とび・土工工事

業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年十一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年一月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社川口工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市川田町九百三十三番地四十三
 - 3 代表者の氏名 清算人 川口猛夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第五一八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十二月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年一月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社OZK
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市下今井千六百十番地
 - 3 代表者の氏名 尾崎貴士

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第九三二四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十二月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年一月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十二月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 広瀬基工
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市山寺六百二十九番地五
 - 3 代表者の氏名 広瀬直樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第八九四三号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十一月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年一月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社ふじでん
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝氣三丁目二十一番二十九号
 - 3 代表者の氏名 赤池正宏

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第一四九一号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年一月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社柳田建設
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市竜ヶ丘三丁目十番十三号
 - 3 代表者の氏名 柳田菊雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第九六一七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十二月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年一月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十二月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社市川工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市西南湖千七百八十八番地
 - 3 代表者の氏名 市川剛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第五一六八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設

- 工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十二月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年一月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十二月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社シグナル
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市西野千七百四十八番地三
 - 3 代表者の氏名 長谷部哲也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二八）第七六一八号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十二月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

その他

● 山梨県道路公社公告第五号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十九年一月十二日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 寺 岡 清

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 工事名 一般国道百四十号雁坂トンネル覆工コンクリート補修工事
 - 2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦地内から埼玉県秩父市大滝地内まで
 - 3 工事概要 はく落防止工 FRPメッシュ設置 A11七八八平方メートル
 - 4 工期 平成二十九年二月三日から同年三月三十日まで
 - 5 予定価格 四千五百七十四万八千八百円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 平成二十九年一月十九日（木）から同月二十五日（水）までの山梨県の休日を含め定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の

休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページに
より配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

(URL) <http://www.fruits.ne.jp/~kari-saka/nyuusatu-jouhou.html>

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番